

## J V建設会計 Q & A 30問 (2014. 5. 23～2014. 9. 2)

### —目次—

- ★消費税は資産の譲渡があった時期に課税される。
  
- ★工事進行基準に係る特例を受けることの出来る長期大規模工事とは
  
- ★工事代金が確定しないまま工事が完了し引渡した場合、収益計上はどのようにすればよいのか、また、その場合の消費税の課税時期はどうすればよいのか。
  
- ★いわゆる談合金の消費税の取扱いは。
  
- ★下請業者等に足場、機械等を使用させた場合に受け取る収入の消費税の取扱いは。
  
- ★何らかのトラブルに起因して受け取る損害金収入の消費税の取扱いは。
  
- ★下請業者、子会社等から経営指導料として収入した場合の消費税の取扱いは。
  
- ★下請業者に対する原材料等の有償支給の消費税の取扱いは。
  
- ★資産の譲渡等が国内で行われたかどうかの判定についての消費税の扱いは。
  
- ★「使途不明金」についての消費税の取扱いは。
  
- ★JV による消費税の納税義務者は。
  
- ★JV 工事における消費税の会計処理は。

- ★JV 工事における取下金の分配についての消費税取扱いは。
  
- ★JV 工事における出資金の請求での消費税取扱いは。
  
- ★立替金の請求は税込みでスポンサー会社に請求するが、消費税の対象外として税抜きで請求する場合とは。
  
- ★各構成員が消費税を申告する際に、仕入税額控除を個別対応方式で計算する場合に必要な計算要素は。
  
- ★JV 工事の各構成員の納付税額は。
  
- ★契約金額が変更の場合の印紙税の取扱いは。
  
- ★JV では工事現場で労務提供する労働者に給与等を支払うが、その際源泉徴収義務は生じるのか。
  
- ★公募型指名競争入札において、更正手続き開始の申し立てがなされた場合。  
開札前（落札前）に更正手続き開始の申し立てがなされた場合
  
- ★公募型指名競争入札において、更正手続き開始の申し立てがなされた場合。  
開札後に更正手続きの申し立てがなされた場合
  
- ★JV の構成員の一部が開札前に破産した場合は
  
- ★JV の構成員の一部が開札後に破産した場合は
  
- ★共同企業体の方式は。
  
- ★特定建設工事共同企業体（特定 JV）とは。

★経常建設共同企業体（経常 J V）

★地域維持型建設共同企業体（地域維持 J V）とは。

★共同企業体 施工方式による分類は。

★共同企業体の法的性質は。

★公共工事において、J Vの成立時期は。

---

★消費税は資産の譲渡があった時期に課税される。

この消費税における建設業の請負による資産の譲渡等の時期はいつなのか。

その目的物の全部を完成して相手方に引渡した日、物の引渡しを要しない請負契約にあっては、その約した役務の全部を完了した日とする。

★工事進行基準に係る特例を受けることの出来る長期大規模工事とは

工事期間 1 年以上かつ請負金額 10 億円以上の工事

★工事代金が確定しないまま工事が完了し引渡した場合、収益計上はどのようにすればよいのか、また、その場合の消費税の課税時期はどうすればよいのか。

法人税は、引渡日の属する事業年度末日の現況により、金額を適正に見積り

引渡事業年度の収益として計上しなければならないとし、この場合において、その後確定した金額が見積額と異なるときは、その差額はその確定した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入するとしている。

消費税基本通達も同様の趣旨の規定を置いている。

★いわゆる談合金の消費税の取扱いは。

社会通念上、不正取引から収入される不正利益であっても、所得金額を構成することになるが、談合金については、資産の譲渡等の対価に該当しないものと考えられるので、消費税は不課税である。

★下請業者等に足場、機械等を使用させた場合に受け取る収入の消費税の

取扱いは。

資産の譲渡等に該当するので、消費税の課税対象である。

★何らかのトラブルに起因して受け取る損害金収入の消費税の取扱いは。

資産の譲渡等の対価に該当しないので消費税は府課税である。

損害賠償金のうち、心身または資産につき加えられた損害の発生にともない受け取るものは、資産の譲渡等の対価に該当しないが、その実質が資産の譲渡等の対価に該当すると認められるものは課税対象となる。

課税対象となるもの

- 1.損害を受けた棚卸資産等が相手方に引渡され、そのまま、又は軽微は修理を加えることにより、使用できる場合等における譲渡代金相当額。
- 2.無体財産権の侵害を受けたことにより受領する権利の使用料相当部分。

### 3.不動産の明け渡し遅延により受け取る賃借料相当部分

★下請業者、子会社等から経営指導料として収入した場合の消費税の取扱いは。

経営指導の対価であれば、役務提供の対価として消費税の課税対象である。

しかし、経営指導量の実態が下請業者、子会社等への出向社員の給与負担であれば、不課税である。

★下請業者に対する原材料等の有償支給の消費税の取扱いは。

原材料等の支給は対価を得て行う試算の譲渡に該当するので課税売上になる。

しかし、有償支給の場合であっても、下請に発注する側が、その支給する現在料等を自己の資産として管理しているときは、資産の譲渡に該当しない。

★資産の譲渡等が国内で行われたかどうかの判定についての消費税の扱いは。

1.設計については、設計作業が国内で行なわれたか、国外で行われたかに関係なく、設計を行う者の事務所、事業所等の所在地が国内であれば国内取引に該当し課税されることになる。それが非居住者に対するものであれば輸出免除の対象になる。

2.国外における建設工事のための調査、企画、立案、助言、監督または検査等については、建設工事に必要な資材の大部分が国外において調達される場合の工事については国外取引となるので免税となる。

★「使途不明金」についての消費税の取扱いは。

事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合には、その保存がない課税仕入れ等の税額について仕入に係る消費税額の控除の規定は適用することができない。

★JVによる消費税の納税義務者は。

資産の譲渡等または課税仕入を行った場合は、共同事業の各構成員が持分割合に応じて資産の譲渡等又は課税仕入を行ったことになるので、出資割合に応じた部分について各構成員が消費税の納税義務者になる。

★JV 工事における消費税の会計処理は。

会計方針は「税抜方式」とする。「税込方式」を採用する構成員に対しては必要資料の提供を行うものとする。

★JV 工事における取下金の分配についての消費税取扱いは。

発注者から請負代金の入金があったときは、当該金額につき構成員の持分に応じて分配する。課税売上にかかる消費税の仮受額も同時に配分する。

JV は、取下分配金（税込み）の総額を把握するため、工事の決算時まで取下分配金と仮受消費税を両建て経理しておくこととする。

JV が中間金を受領した場合、出資割合に応じた各構成員に分配されるが、工事が完成し引渡すまでは、預り金であるから消費税の課税関係は生じない。

★JV 工事における出資金の請求での消費税取扱いは。

構成員に対する出資金の請求は消費税込みで行う。出資金は、消費税込の原価等の支出額に充当するからである。

しかし、各構成員が JV に対して支出する時点では、出資金は仮払金にすぎないので消費税の課税は生じない。

★立替金の請求は税込みでスポンサー会社に請求するが、消費税の対象外として税抜きで請求する場合とは。

次のような内部取引又は内部取引に準ずる取引

1. 仮設、機械損料の請求
2. 内部設計料の請求
3. 内部積算料の請求
4. 内部研究受託料の請求
5. 内部電算使用料の請求
6. 協定給与または実費給与の請求

★各構成員が消費税を申告する際に、仕入税額控除を個別対応方式で計算する場合に必要な計算要素は。

1. 原価戻入（原材料の有償支給等）にかかる課税売上（免税売上を除く）及びこれにかかる消費税
2. 原価中の免税売上
3. 原価戻入にかかる非課税売上
4. 課税売上対応の課税仕入れ及びこれにかかる消費税

- 5.免税売上対応の課税仕入及びこれにかかる消費税（免税売上ににみに要する課税仕入、例えば輸出する商品の仕入は、全額控除できる）
- 6.非課税売上対応の課税仕入及びこれにかかる消費税（非課税売上にのみ要する課税仕入、例えば、土地売却のために支払う不動産会社に支払う仲介手数料のようなものは、仕入税額控除ができない）
- 7.不課税売上（海外工事）対応の課税仕入及びこれにかかる消費税
- 8.出来高払いによらない課税仕入れ及びこれにかかる消費税

★JV 工事の各構成員の納付税額は。

納付税額=課税売上 × 消費税率 - 課税仕入 × 消費税率

課税売上 = 消費税抜請負代金の自社持分 + 原価戻入のうち

課税売上額の自社持分

課税仕入 = 原価支出額の自社持分

★契約金額が変更の場合の印紙税の取扱いは。

変更前の契約金額の文書が作成されていることが明らかであり、かつ、変更の事実を証すべき文書により変更金額が記載されている場合には、変更金額（変更前の金額と変更後の金額の差額）が増加の場合は変更金額が課税標準となる。変更金額が減少の場合は当該文書の記載金額がないものとし、契約金額の記載のない契約書に該当する。

★JV では工事現場で労務提供する労働者に給与等を支払うが、その際

源泉徴収義務は生じるのか。

源泉徴収義務者は、居住者に対し国内において給与所得等を支払う者とされている。

実務上は、JV 自体が労働者を直接雇用することはない。

下請業者が源泉徴収を行う。JV の職員はその職員を派遣した会社が源泉徴収を行う。JV が直接雇用する可能性のある事務職員についても、現実にはスポンサー会社等が臨時雇用契約を結ぶのがほとんどである。

この場合もスポンサー会社等が源泉徴収をする。

★公募型指名競争入札において、更正手続き開始の申し立てがなされた場合。

開札前（落札前）に更正手続き開始の申し立てがなされた場合

指名をしない。指名を取り消しその旨を当該 JV に通知する。

★公募型指名競争入札において、更正手続き開始の申し立てがなされた場合。

開札後に更正手続きの申し立てがなされた場合

開札の時（落札決定時）以降は、契約書作成前であっても契約は原則として成立しています。

当該経常建設共同企業体、地域維持型建設共同企業体において施工が可能であるものはできる限り施工させる。

施工が可能であると判断された場合は契約書を作成し、不可能であると判断されるときは契約を解除し、再入札を実施する。

★JV の構成員の一部が開札前に破産した場合は

破産した構成員は JV を脱退することになる。

残損構成員についての取扱いは、破産した構成員に代わる構成員を補充したうえで新たなJVを結成し、認定及び確認の再申請を行うことができる。

★JVの構成員の一部が開札後に破産した場合は

開札の時以降、契約書作成前であっても契約は原則として成立しており、契約の相手方を変更することは認められない。

残存構成員の施工能力を総合的に判断して契約の取扱いを決定すべきである。

施工が不可能であると判断された場合は契約を解除することになる。

★共同企業体の方式は。

1. 特定建設工事共同企業体（特定JV）
2. 経常建設共同企業体（経常JV）
3. 地域維持型建設共同企業体（地域維持JV）

★特定建設工事共同企業体（特定JV）とは。

大規模かつ技術何度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模・性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められた場合に工事ごとに結成される共同企業体。

★経常建設共同企業体（経常JV）

中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力

・施工力を強化する目的で結成する共同企業体。

単体企業と同様、発注機関の入札参加資格審査申請時に経常JVとして結成し、一定期間、有資格業者として登録される。

★地域維持型建設共同企業体（地域維持JV）とは。

地域の維持管理に不可欠な事業につき、継続的な協業関係を確保することによりその実施体制の安定確保をはかる目的で結成する共同企業体という。発注機関の入札参加資格申請時または随時に地域維持管理JVとして結成し、一定期間、有資格業者として登録される。

★共同企業体 施工方式による分類は。

共同施工方式（甲型）と分担施工方式（乙型）の2つがある。

共同施工方式とは、一つの工事について、各構成員の分担を定めず、共同して施工する方式。各構成員は、共同企業体として受注した工事に連帯して責任を負う。

分担施工方式とは、一つの工事について、各構成員の分担を定めて施工する方式。各構成員は、それぞれの分担工事に対して責任を持ち、最終的には、他の構成員の分担した工事に対しても責任を持つ。

★共同企業体の法的性質は。

民法は、「法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない」と規定し、法人格は、法律の規定によってのみ与えられるので、法

人ではない。

2人以上の構成員が、出資をなして共同企業体を営むことを約束しており一般に、組合であると解されている。

民法上の組合員個人の負担する債務は、分割債務であるが、共同企業体の構成員が会社であれば、商人であるから、会社が共同企業体を結成して共同企業体の事業を行なう行為は、構成員である会社が自らの商行為により負担した債務であり、各自、連帯債務を負担することとなる。

★公共工事において、JVの成立時期は。

特定建設工事共同企業体は、発注機関が公示した特定の工事についてこれを請け負うことを目的として結成されるため、その成立時期は、通常、広告日以後の日となる。

また、入札参加資格審査を受けるにあたって協定書を提出しなければならないので、入札参加資格申請を行った日までの日となる。